

# WIPO GREEN (環境技術移転を促進する仕組み) への取り組み

WIPOグリーンPJ\*

**抄 録** WIPO GREENは環境技術移転を促進する仕組みであり、環境技術に関するデータベースと環境技術の開発、あるいは移転に関わる人と組織のグローバルなネットワークから成る。WIPO GREENはもともと日本知的財産協会（JIPA）のプロジェクトに端を発し、WIPOのGlobal Challenges Divisionとの連携によって検討が進められてきた。2013年11月の正式発足以降はWIPO本部の事務局を中心に、先進国、途上国双方から多様な立場の組織がパートナーズとなって構築が進められている。JIPAは現在もパートナーズの中核的存在であり、効率的な仕組みの構築と成果の創出を目指して活動している。多くの日本企業がWIPO GREENに参加し、日本の優れた環境技術およびその知的財産の海外展開に活用されることを期待している。

## 目 次

1. はじめに
2. WIPO GREEN設立までの経緯
  2. 1 地球温暖化に関する国際会議における、途上国からの環境技術特許批判
  2. 2 JIPAプロジェクトにおける検討
  2. 3 WIPO Global Challenges Divisionとの連携開始
  2. 4 WIPO GREEN公式発表
3. WIPO GREENを取り巻く現在の状況
  3. 1 途上国における知的財産状況の変化
  3. 2 COP会議におけるCTCNの議論とWIPO GREENへの関わり
4. WIPO GREENの構成：データベースとネットワーク
  4. 1 WIPO GREENデータベース
  4. 2 WIPO GREENネットワーク
5. WIPO GREENと日本企業登録技術の紹介活動
6. WIPO GREENを通じた知的財産の活用
7. 現状における課題と今後の取り組み
8. おわりに

## 1. はじめに

2013年11月23日、ジュネーヴの世界知的所有権機関（WIPO）の大会議場において、WIPO GREENの公式立ち上げイベントが行われ、フランス・ガリWIPO事務局長から、WIPO GREENの今後の発展に対しての大きな期待が語られるとともに、日本知的財産協会のそれまでの貢献に対して謝辞が述べられた。日本知的財産協会のプロジェクトが取りまとめた提言がきっかけとなり、その提言がもつビジョンとプロジェクトメンバーを含めた関係者による協調的で積極的な行動が開いたものである。「世界から期待され、世界をリードするJIPA」というスローガンを実例をもって示したものである。

環境問題はときに南北問題という微妙な問題を引き起こし、また、知的財産の問題が絡むと国際的な場においてはTPPの例を引くまでもなく話が複雑となりがちであるところ、国連機関

\* 2014年度 WIPO GREEN PJ

であるWIPOが世界各国の様々な当事者を巻き込んでWIPO GREENを立ち上げたことは、示唆に富むものである。

環境技術という知的財産で保護された革新的な複合技術を、先進国－新興国で円滑に移転させるために何が必要となってくるのか、どのような情報を統合的に収集そして共有し、どのようなステークホルダに対して関与を働きかけて自律的なネットワークを構築し、いかなる活動を行うことで、環境技術移転の円滑化を図りうるのか、といったことをWIPO GREENが示しているといつてよい。また、環境問題に対して技術そして知的財産がいかにして貢献できるのか、ひいては技術・知的財産のグローバルな流通メカニズムを構築することでいかにしてイノベーションにつなげるのか、そういった道筋の一例を示した点で、WIPO GREENは大きな役割を果たしてきたといつてよい。

本稿においては、これまでのWIPO GREENの概要とともにその立ち上げおよび最近の動きを紹介し、今後の展望について紹介する。あわせて本WIPO GREENを通じて知的財産の活用を考えることで、企業の技術と知的財産の価値向上に貢献できるきっかけとなれば幸いである。

## 2. WIPO GREEN設立までの経緯

### 2.1 地球温暖化に関する国際会議における、途上国からの環境技術特許批判

地球温暖化対策に対する意識の高まりによって、1992年日本を含む155カ国によって、気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約UNFCCC）が署名された。同法第4条5項では、先進国は途上国に対し技術移転の促進を努めるよう定められた。

また、同じく1992年に開催された「環境と開発に関する国際連合会議」(地球サミット)では、持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパ

ートナーシップの構築に向けた「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」(リオ宣言)と、この宣言の諸原則を実施するための「アジェンダ21」が合意された。環境技術移転に関連して、この宣言の第9原則には、「各国は、科学的、技術的な知見の交換を通じた科学的な理解を改善させ、そして、新しくかつ革新的なものを含む技術の開発、適用、普及及び移転を強化することにより、持続可能な開発のための各国内の対応能力の強化のために協力すべきである。」と述べられている。

その後1997年、同条約の下で開催された締約国会議COP3では、京都議定書が採択され、温室効果ガスの削減目標を2012年までに1990年と同レベルまで削減する目標が設定された。しかしながら、先進国と一部の途上国との間の環境意識の差は大きく、環境技術においても南北問題と同様に、途上国からは、「特許権のために技術移転が阻害されている」、「環境技術は無償でライセンスされるべき」、さらには「強制実施権を認めるべき」といった主張がなされており、特に2002年ニューデリーでのCOP8では、環境技術にかかる権利を、単なる自国への資金取り込みのための交渉取引の材料として扱われ、先進国と途上国間の信頼不足を露呈する結果となった。

一方、同じく2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(リオ+10)では、アジェンダ21の進捗状況や計画の見直し等について議論され、「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」や「ヨハネスブルグ実施計画」が採択された。この実施計画には、開発途上国に好条件で、環境上適正な技術と対応するノウハウへのアクセスと開発、移転、普及を促進する確認規定が含まれている。ただし、「相互同意に基づき」(as mutually agreed)という条件が付加されており、強制的な技術移転等を義務付けるものではなかった。また、ここでは環境技

術移転のみではなく、公衆衛生や生物多様性、伝統的知識に関する記述も加えられた<sup>1)</sup>。

## 2. 2 JIPAプロジェクトにおける検討

そのような中、JIPAではかねてより、企業経営に一層貢献するには知的財産部はどうあるべきかといった議論や、協会自体もより一層のグローバルな活動を目指していた時期であり、環境技術移転に関する知的財産の重要性を認識し、2010年5月、調査機関であった環境技術提案タスクフォースをプロジェクトに格上げし、環境技術パッケージ推進（GTPP）プロジェクトを発足させた。

同プロジェクトでは、技術や特許だけの紹介でなくノウハウの提供を含めたデータベースとすること、人材・資金・技術・法律のコンサルなど周辺の情報も得られるネットワークを作ること、最適なマッチングを図るべく、途上国側のニーズについても収集・公開すること、そして持続可能な仕組みを目標とすること等が検討された<sup>2)</sup>。さらに、既に海外に事業進出している企業から参加者を募ることで、現実の課題を洗い出すという現在のWIPO GREENのコンセプトも同プロジェクトにおいて出来上がった。

## 2. 3 WIPO Global Challenges Divisionとの連携開始

一方、WIPOではGlobal Issue SectorのDeputy Director Wichard氏の下で、Global Challenges Divisionが立ち上げられ、公衆衛生、気候変動、食品安全の3つのプロジェクトが進められており、その内気候変動のテーマでは、気候変動を防ぐ為の技術へのアクセス、グローバルな技術移転、各国へのポリシー・アドバイスなどが検討されていた。その内容は、JIPAが提言する本プロジェクトと方向性が一致し、2010年4月、ジュネーヴでの意見交換にて、全面的に協力していくことが合意された。

なお、WIPO GREENの名称は両者の間で様々な候補を出しあったなかで、従来からWIPOが構築していた知的財産情報に関する大規模なデータベースWIPO GOLDにちなんで命名されたものである。

連携開始の際に掲げられたWIPO GREENの全体構想は次のようなものであった。

まず環境技術のシーズ情報を主に先進国側から、ニーズ情報を主に途上国側から集めた環境技術に関するデータベースをWIPO Global Challenges Divisionを事務局として構築する。このデータベースをTechnology ProvidersとTechnology Seekers両者のマッチングサイトとして活用する。

これに加えて、WIPOが国連機関であることを活用して、他の国連の途上国への支援を行う機関である国連環境計画（UNEP）や国連開発計画（UNDP）等、あるいは世界銀行、アジア開発銀行等の機関にも協力を呼びかける。さらに、実際に環境技術の開発や移転に関わる様々な関係機関も参加できるような、グローバルかつフレキシブルな組織とすることを目指すこととなった。

## 2. 4 WIPO GREEN公式発表

JIPAとWIPOの連携を開始してから1年後の2011年には、ジュネーヴの国際会議場でWIPO主催により、環境技術移転に関する国際シンポジウムが開催され、本プロジェクトからも当時の川村リーダー、戸田委員をはじめ4名が参加して、日本企業による取り組みを紹介するとともに、会議後にWIPO本部で開催された関係者会議に参加してWIPO GREEN構築に向けた協議を行った。程なくしてWIPO GREENデータベースがベータ版として作成され、ウェブサイトも限定的ではあるが公開されるに至った。

その後、データベースの登録件数とネットワークのコアメンバーとしてのパートナーズを増

やす努力が続けられた。JIPAからはプロジェクトメンバーがたびたびWIPO本部を訪問し、データベースやネットワーク組織の完成に向けた議論を進めるとともに、WIPO GREENの認知度を向上させるという観点から、早期に公式発表を行って修正しながら運営すべき旨等、種々の提言を行い、発足メンバーとして中心的な役割を果たした。

その結果、2013年11月ジュネーヴのWIPO本部においてWIPO GREENの公式発表が行われることになった(図1)。この時には、GTPPプロジェクトからWIPOグリーンプロジェクトへと名称変更していたJIPAから、当時JIPAの理事長でもあった上野リーダー、川村前リーダーと諏訪サブリーダーを含めた5名が出席した。

公式発表のメインイベントでは、ガリWIPO事務局長、インドのシンハ国連大使と上野リーダーが登壇してメッセージを述べられることとなり、本プロジェクトにおける日本の貢献の大きさを示すことができた。

この公式発表イベントと併せて、WIPO GREENウェブサイトも大幅に更新された。



図1 WIPO GREEN公式発表イベント  
(左から、インド国連大使シンハ氏、ガリWIPO事務局長、上野JIPA理事長(当時))

### 3. WIPO GREENを取り巻く現在の状況

#### 3.1 途上国における知的財産状況の変化

前述した地球サミットにおける知的財産の主な論点は、途上国への環境技術移転だった。ところが、リオ+10やリオ+20では、WIPOや世界貿易機関(WTO)等で議論されていた公衆衛生や生物多様性、伝統的知識の保護等の知的財産に関する議論がそのままの形で持ち込まれた。知的財産に関する国際的な議論は、かつてはWIPOやWTOが中心だったが、従来は知的財産の議論がなされる場でなかった世界保健機関(WHO)、気候変動枠組条約(UNFCCC)に関する会議等に拡大し、マルチフォーラム化が進行していた。途上国は、その時々状況に応じて主戦場を変えながらいわゆるフォーラム・ショッピングを戦略的に行っていた。

環境技術と知的財産との関わりについても、途上国の立場に違いが出てきた。たとえば、中国は、2011年に特許出願件数が世界一になる等、国家戦略として知的財産政策を重視するようになった。前述した2011年のジュネーヴにおける国際シンポジウムでは、経済支援に関するセッションで中国のヘ・ヤフェイ国連大使が登壇し、「気候温暖化に対する技術的イノベーションと知的財産は、利益を分かち合ううえで重要な役割を果たす。」と述べた。また、インドは、public domainという用語を使って、知的財産権が及ばない領域の包括的な確保を強く主張してきたが、一方でWIPO GREENの公式発表イベントに登壇したシンハ国連大使は「WIPO GREENは環境技術のイノベーションと拡大を促進するものであり、気候温暖化に対する途上国の努力を支援するものである。」と期待を述べられた。

### 3. 2 COP会議におけるCTCNの議論とWIPO GREENへの関わり

前述したように気候変動枠組条約には技術移転が以下のように位置づけられている。

「環境上適正な技術及びノウハウの移転又は取得の機会提供について、促進し、容易にし及び資金を供与するための実証可能なすべての措置をとる。」

「先進締約国は、開発途上締約国の固有の能力及び技術の開発および向上を支援する。」

これに基づき、COP16において技術移転を促進する「技術メカニズム」の構築が決定され、2013年の稼働に向けて準備が進められた。そしてその実行を担う気候技術センター（CTC）オフィスがコペンハーゲンに設置され、COP19において、気候技術センター・ネットワーク（CTCN）の2013～2017年の作業計画やサービス提供に係る各種規定が決定され、技術メカニズムが本格的に稼働することとなった。COP19終了後、CTCは途上国からの技術移転要請を受付開始した。また、より本格的なサービスを提供するネットワーク機関を先進国から募集した。サービスとして、技術移転プロジェクトの技術調査団の派遣やトレーニング、プレFS、先進国と途上国の技術マッチング等が想定されている。COP20では技術ニーズ評価、とくに技術行動計画を実施可能なプロジェクトに発展させるためのガイダンス作成が要請された。

提案されたネットワーク機関のひとつがUNEPから提案されたものであり、そのなかにWIPO GREENも含まれている。

しかし、COP19における議論では、低炭素技術と知的所有権に関して、先進国と途上国の意見が対立した。さらにCOP20では技術メカニズムと資金メカニズムのリンケージが争点となり、一部の途上国がGCFに技術に特化した資金窓口の設置を求めたのに対し、先進国はそれぞ

れのメカニズムのクライテリア等の確認が先決と主張したことで、議論がまとまらなかった<sup>3), 4)</sup>。

## 4. WIPO GREENの構成：データベースとネットワーク<sup>5)</sup>

### 4. 1 WIPO GREENデータベース

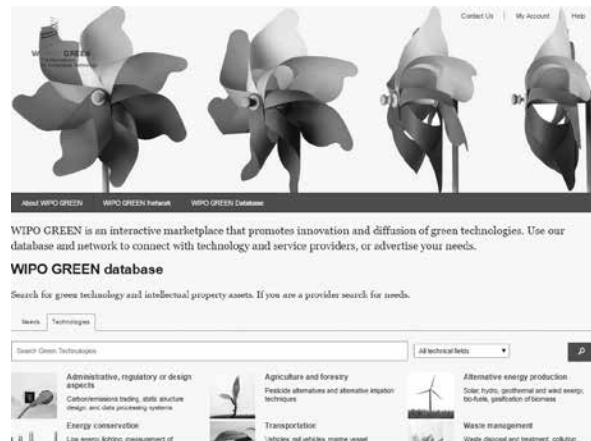


図2 WIPO GREENウェブサイト

2014年2月現在、WIPO GREENウェブサイト（図2）に登録されている技術シーズ情報は約1,800件に至っている。これらのうち約1,200件はアメリカのTLOの団体であるThe Association of University Technology Managers (AUTM) の技術データベースから、約65件はケニアを本部とするEast Africa Climate Innovation Network (EACIN) のデータベースから提供されている。

一方、日本企業からの登録は約40件であり、これまでに技術登録を行ったJIPA会員企業は以下のとおりである（括弧内は登録件数）。

- 帝人株式会社 (7)
- 日揮株式会社 (6)
- 富士通株式会社 (5)
- ソニー株式会社 (3)
- シャープ株式会社 (2)
- 本田技研工業株式会社 (1)
- 株式会社日立製作所 (1)

パナソニック株式会社 (1)

水ing株式会社 (1)

また、会員企業ではないが、特色ある環境技術を有する以下の企業からも技術登録が行われている。

株式会社早稲田環境研究所 (3)

株式会社テクノプラン (3)

農村環境研究会 (1)

日本カンタム・デザイン株式会社 (1)

シーベルインターナショナル株式会社 (1)

Jトップ株式会社 (1)

株式会社IHI環境エンジニアリング (1)

日本企業からの登録技術数はまだ多いとは言えないが、今後はより多くの日本企業から技術登録が行われることを期待し、技術登録の方法を以下に説明する。

提供したい環境技術をWIPO GREENのデータベースに登録する場合には、まず自らのアカウント登録から始める。事前に準備する情報としては、会社名、国、メールアドレス、パスワードなどである。登録技術に関心を抱いた者から接触を受ける際の自らの便宜のためには、一個人のメールアドレスに代えてメーリングリストの登録もできる。

ユーザー情報を登録しておけば、データベースに載っている技術の詳細を参照できる他、自らが提供したい技術（技術シーズ）や必要としている技術（技術ニーズ）をデータベース内に掲載もでき、更には、興味ある分野の情報を選択する設定を行えば、当該分野の情報が登録されたときに適時に電子メールで通知を受けることもできる。

また、実際に提供したい技術がある場合、

- ① Title (当該技術のタイトル),
- ② Description (概要),
- ③ Technical field (技術分野) (sub-field (サブフィールド) を選ぶことも必要。)
- ④ Summary of benefits (技術による便益の

要約) の英語での情報が必須となる。

以上の必須登録項目に加え、任意登録項目として、Collaborationパートナーズ (共同事業者), Type of technology (当該技術の種類), ウェブサイト (関連するウェブサイト), Major Resources to be saved or improved (当該技術によって節約または改善できる主要な資源), Development Stage (開発の段階), Project summary (プロジェクトのサマリー), Patent number (特許番号), Office (特許事務所の所在地), Patent/Know-how information (特許・ノウハウの情報), Type of Collaboration Sought (協力のタイプ), Preferred regions, business area (ビジネスのエリア) および Available technical assistance (得られる技術協力の形態) をも目下登録可能である。また image (画像) や Additional information or description (その他の情報の追加登録) も登録可能となっている。

なお、将来的には登録可能な文字種の豊富化、登録方法の使い勝手の向上、画面の見やすさなどの課題を検討し、ユーザーの要望を取り入れつつ、よりユーザーにとって使いやすいデータベースへと一層改善を進めていく予定である。

一方、WIPO GREENのデータベースの重要な構成要素のひとつである技術ニーズの登録は、現状では約40件となっており、まだ肝心の発展途上国にデータベース自体の存在が周知できていないものと推察される。そのため、今後も積極的に途上国を対象とした紹介活動を行い、WIPO GREENの認知度を高めていく必要がある。

## 4. 2 WIPO GREENネットワーク

WIPO GREENネットワークは、パートナーズとユーザーから構成される。パートナーズはネットワークのコアメンバーであり、アドバイザー・ボード会議メンバーとして、仕組みの構築に参加できる。一方、ユーザーとは、技術

シーズの登録者、技術ニーズの登録者、および技術移転に関わるサービスの提供者が含まれる。パートナーズとして登録されるために必要な事項は、現時点では

- WIPO GREEN憲章に同意すること、
- WIPO GREENにどのような形で貢献できるか

を文書としてWIPOに提出することであり、全ての登録にあたって費用は今のところ課せられない。

WIPO GREEN憲章にはこの取り組みの透明性、参加者のパートナーシップ、技術ニーズに関する包括的な理解の重要性、知的財産権の活用に加え、WIPO GREENを介した技術移転の取引は当事者間の責任に委ねられることが記載されている。

2015年2月現在で既に表1に示すような数多くの団体がパートナーズとしての登録を行っている。それらの団体は国連組織、国際機関、国家機関、アカデミア、産業、および技術移転に

表1 WIPO GREENパートナーズ (2015年2月現在)

国連機関	United Nations Environment Programme (UNEP) ; including the Climate Technology Centre & Network (CTCN) United Nations Global Compact (UNGC) United Nations Office for South-South Cooperation (UNOSSC)
国際機関	Asian Development Bank (ADB) East Africa Climate Innovation Network (EACIN) infoDev, Climate Technology Program (World Bank) International Centre for Trade and Sustainable Development (ICTSD) International Chamber of Commerce (ICC) International Federation of Intellectual Property Attorneys (FICPI) World Business Council on Sustainable Development (WBCSD)
国家機関	Brazilian Institute of Industrial Property (INPI), Brazil Kenya Climate Innovation Centre (CIC), Kenya Licensing Executives Society International (LESI), United States of America Public Interest Intellectual Property Advisors (PIIPA), United States of America South-South Global Assets and Technology Exchange (South-South GATE), China
アカデミア	Association of University Technology Managers (AUTM), United States of America Brazilian Forum of Innovation and Technology Transfer Managers (FORTEC), Brazil Sabanci University, Turkey Strathmore University, Kenya
産業界	Bamboo Bikes Initiative, Ghana General Electric, USA Japan Intellectual Property Association (JIPA), Japan Siemens, Germany Team E-Kansai, Japan
コンサルタント	CambridgeIP, United Kingdom Ecomachines Incubator, United Kingdom GIVEWATTS, Switzerland Innovation Insights, Switzerland Inovent Innovative Ventures, Turkey Intellectual Property for Sustainable Energy Ventures (IP*SEVA), Germany/Japan R20 Regions of Climate Action, Switzerland Robin Paul Advisory LLP, Malaysia Sathguru Management Consultants, India SOLBEN, Mexico The Innovation Hub, South Africa Villgro Innovations Foundation, India

関わるコンサルタント等、非常に多様である。また、もうひとつの大きな特徴は、これらの組織が先進国のみでなく、途上国からも参加していることであり、双方がともに力を併せて仕組みづくりを進めていることを示している。

## 5. WIPO GREENと日本企業登録技術の紹介活動

2013年11月のWIPO GREEN公式発表が行われた際、JIPAからの提案で会場のWIPO GREEN本部会議場前のスペースでポスタープレゼンテーションを行った。約10団体が参加したが、日本からJIPAの国際活動および、WIPO GREENデータベースに技術登録した日本企業4社が参加したが、各技術の実績や特徴に関する熱心な質問を受ける等、日本の環境技術に対する期待感の高さがうかがえた。

また、2012～2014年にはJIPAプロジェクトメンバーがWIPOおよび日本特許庁等が主催する途上国における国際会議に参加を要請され、WIPO GREENの紹介、および日本企業からデータベースに登録された環境技術の紹介を行ってきた(表2)。これらの国際会議の参加者には各国の特許庁関係者、政府の技術移転関係者

の方々も多いため、WIPO GREENの仕組みやJIPAの関わりについて共感いただき、当該国でのシーズ・ニーズ保有者を募っていただくチャンスと考えている。今後も講演の依頼等には積極的に応じていきたい。

さらに、技術登録数の増加および、アジアパシフィック地域におけるネットワーク構築を目的とし、JIPAプロジェクトメンバーが国内外の環境展に参加してWIPO GREENの普及に努めている。2013年にシンガポールで開催された国際エコプロダクツ展、2014年は台湾でのエコプロダクツ国際展とマレーシアの国際環境展(IGEM2014)に参加した。

出展者のほとんどがWIPO GREENを知らない状況であったが、WIPOが主導する技術移転の取組みであることを知ると熱心に話を聞いてくれる方が多かった。海外展開を行うにあたり、WIPO GREENを介して自己の環境技術をグローバルに周知できる点、無料のデータベースである点に特に魅力を感じていただいた。

WIPO GREENに対する期待感は大きいと感じられ、民間企業・大学・研究所など幅広い組織にコンセプトが浸透し始めている。このような地道な活動を継続したい。

表2 WIPO GREEN紹介講演

開催時期	会議名(場所)
2012年5月	WIPO/JPO/スリランカ知的財産庁主催リージョナル・フォーラム(コロンボ・スリランカ)
2013年6月	Kenyan Climate Innovation Center/WIPO/JPO主催イノベーション・フォーラム(ケニア・ナイロビ)
2013年9月	UN Global Compact Leaders Summitサイドイベント(ニューヨーク)
2014年6月	UN Asia Pacific Center for Technology Transfer (APCTT)/Green Technology Center Korea (GTCK) 主催リージョナル・フォーラム(パタヤ・タイ)
2014年9月	ポーランド知的財産庁主催知的財産シンポジウム(ポーランド・クラクフ)
2014年10月	UN APCTT主催オープンイノベーションフォーラム(マレーシア・クアラルンプール)
2014年11月	韓国National Research Council of Science & Technology (NIST), およびUN Economic and Social Commission for Asia and the Pacific (ESCAP) 主催サイエンス&テクノロジーフォーラム(韓国・ソウル)
2014年11月	The United Nations Office for South-South Cooperation (UNOSSC) 主催Global South-South Development Expo 2014(米国・ワシントン)



## 6. WIPO GREENを通じた知的財産の活用

本WIPO GREENの最終の目的は言うまでもなく、「環境技術の移転を促進することで、地球環境を保全する」ことが目的であるが、WIPO GREENのロゴにThe Sustainable Technology Marketと謳われているように、運営面では持続可能なシステムを目指している。

これらの目的を目指し、JIPAの取り組みは2015年で6年目を迎えるが、これまでの活動より、企業の知的財産部および知的財産の活用の観点から、下記のような場面で利用できると考え紹介する。

### ① 技術の情報発信・売り込み

まずWIPO GREENの直接的な利用価値として、自社の知的財産を登録することで、世界に向けて自社環境技術の情報発信・売り込みを行うことができる。WIPO GREENには、技術のニーズ情報も登録できるため、期待度の高い顧客のアクセスが見込まれ、彼らに対して宣伝を行うことができる。また国連機関WIPOが管理するデータベースにおいて、技術のシーズ側とニーズ側共に一定の承認手順を踏まえて登録されることで、双方一定の信頼を得られる点は大きい。

また知的財産のオープン戦略としての売り込



図3 技術情報リスト画面

みにも利用でき、開放・無償特許の条件をより具体的に紹介することもできる（図3）。

### ② 環境技術への取り組みPR

知的財産部門の“見える貢献”については昨今多くの企業で課題となっているが、本データベースに技術を登録することで、企業の環境問題への取り組み、社会貢献を世界に向けてPRすることができる。事実、本WIPO GREENのサーチ結果情報には、技術の説明文とともに代表図として商品や団体のロゴを表示している団体も多く、検索がヒットする頻度が高いほど印象が高まる仕組みとなっている。

### ③ 開発技術のニーズ、課題情報の収集

企業の技術開発にかかる調査は、市場ニーズや自社技術、他社動向等、様々な面での調査を要するものであるが、本データベースのニーズ情報には途上国から生の声で具体的に掲載されている点で参考に値する。特に国名（地域）とその状況、さらには連絡先が入手できる点は、対象国における開発技術の方向性を判断する情報となり得る。

### ④ 自社技術の補完

プラントや水資源に関するインフラ整備のように、環境技術の多くは個の企業の技術だけでなく、他分野の企業の技術とパッケージで求められる場合が想定される。WIPO GREENではシーズ側同士のコンタクトも可能である為、自社の技術をより展開できる様、他社との連携、技術のパッケージ化も期待できる。事実、ニーズ側からは、途上国の政府や地方自治体より、インフラ整備での技術の品定めを目的とした閲覧アクセスがある。

### ⑤ 情報ネットワークの構築

WIPO GREENでは、技術移転をより円滑にするため法律・ライセンス、運営ノウハウ、そして資金等をできるだけパッケージとして支援できる様、パートナーズ（支援者）制度を設けている。各パートナーズの役割は、同サイトの

紹介ページの通りであるが(図4)、ほとんどの団体は環境に特化した団体ではなく、本登録をきっかけとして、環境技術だけではなく、他分野でのネットワークの拡大も期待できる。



図4 パートナーズ紹介画面

## 7. 現状における課題と今後の取り組み

前述したように、WIPO GREENは公式発表が盛大に行われ、順調にスタートすることができたが、WIPO GREENの活用を促進するためにはこれまでに説明したデータベースとネットワークづくりに加え、何らかの資金的な支援が必要と考えられる。そこで、WIPO GREENのなかに支援する仕組みを入れるべく、昨年はJIPAプロジェクトから関係各署(特許庁総務部国際協力課、WIPO Asia Pacific Bureau等)に相談を続けた結果、2014年度に初期調査費用を支援するプロジェクトを実施するに至った。2014年度6月より計画策定が行われ、9月からプロジェクトが開始されている。具体的には対象技術を水処理技術に絞り、対象地域もアジア地域のフィリピン、インドネシアあるいはベトナムに絞って、現地におけるニーズ/ビジネスの可能性を、2名のコンサルタントを使って調査し、その結果をWIPO GREENデータベースの技術登録者に公開してマッチングを行い、

技術移転の実現をめざすというものである。調査結果はWIPO GREENのウェブサイトでケーススタディとして紹介される予定である。

また2015年2月の時点で上記3か国におけるニーズ調査を終了し、数件の水処理技術ニーズをリスト化するに至った。今後、この情報もウェブサイト上に公開して、水処理技術登録者からの参加を募り、マッチングの可能性のある案件について、4月にマニラでマッチングイベントを開催する予定である。

さらに本システムを向上するための問題としては、まだ下記のような改善を検討する予定である。

- ・データベースおよびウェブサイトの機能向上
- ・途上国における広報、ニーズ情報の収集
- ・パートナーズ、ユーザー間の効率的なネットワーク構築
- ・日本を含むアジアパシフィック地域からの技術登録、パートナーズへの参加
- ・WIPO GREENを介した成功事例の紹介

## 8. おわりに

2014年11月、ワシントンDCで開催されたUnited Nations Office of South-South Cooperation (UNOSSC)のGlobal South-South Development ExpoでWIPO GREENおよび途上国における環境技術の展開に関するパネル・ディスカッションが行われ、JIPAプロジェクトの諏訪サブリーダーがパネリストの一人として参加し、前述の初期調査費用プロジェクトの紹介を行った。

また、これに併せて第2回のアドバイザー・ボード会議が開催され、WIPO GREENが持続的な取り組みとなるためにはいかにすべきかの議論が熱心に行われた。JIPAのWIPOグリーンプロジェクトはこれらの議論のなかでも中核的な役割を果たしていくとともに、JIPA会員企業の優れた技術およびその知財にとってWIPO GREENが真に有効な取り組みとなるよ

うに、さらなる検討を続けたい。

#### 注 記

- 1) 国際貿易投資研究所公正貿易センター編「(各国知的財産法令TRIPS協定整合性分析調査) 国際知財制度研究会報告書 (平成24年度)」
- 2) 日本知的財産協会2009年度環境技術パッケージ提案タスクフォース「Green Technology Package Programの提案」, 知財管理, Vol.60, No.6, pp.1005-1019, 2010

- 3) IGES/GISPRI COP19及びCMP9報告セミナー資料集, 2014
- 4) IGESポストCOPセミナー「COP20 結果速報と今後の展望～リマ会議は2015年合意への道筋をつけたか～」発表資料集, 2014
- 5) WIPO GREEN ウェブサイト (2015年2月11日)  
<https://www3.wipo.int/green>

(原稿受領日 2015年2月2日)

